

て ち ょ う

手帳について

身体障害者手帳

沖 縄 県

しんたいしょうがいしゃてちょう

身体障害者手帳 (あか 赤)

2 ～ 4 ページ

療 育 手 帳

沖 縄 県

りょういくてちょう

療育手帳 (こん 紺)

5 ～ 7 ページ

障 害 者 手 帳

沖 縄 県

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

精神障害者保健福祉手帳 (みどり 緑)

8 ～ 1 0 ページ

1. 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある方に対して沖縄県知事が交付する、「身体障害者(児)であることを証明する」**赤色の手帳**です。所持することで、身体障がい者に関する各種サービスを受けることができます。

<身体上の障害とは>

- ・ 視覚障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

<障害の程度>

障害の重さにより、1級から6級までの手帳が交付されます。

※7級の障害は、単独の障害では交付対象となりません。7級の障害が2つ以上重複する場合や、7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、交付対象となります。

障害が発生し、およそ6か月後より申請が可能となります。

障害の種類によって異なりますが、おおむね3か月程度で手帳が交付されます。

身体障害者手帳に有効期限はありません。

障害の状態が変化する可能性のある方には、「再認定」付きの手帳が

交付されます。再認定の期限を目安に、再交付の申請が必要となります。

身体障害者手帳を申請する際に必要なもの

- ☐ 身体障害者手帳交付申請書
(15歳未満の場合、保護者が申請者となります)
- ☐ 印かん (認印でもかまいません)
- ☐ 身体障害者診断書・意見書
(申請日から3か月以内に書かれたもの)
- ☐ 6か月以内に撮影した顔写真(たて4cm よこ3cm)
- ☐ マイナンバー (15歳未満の場合、保護者と本人のもの)

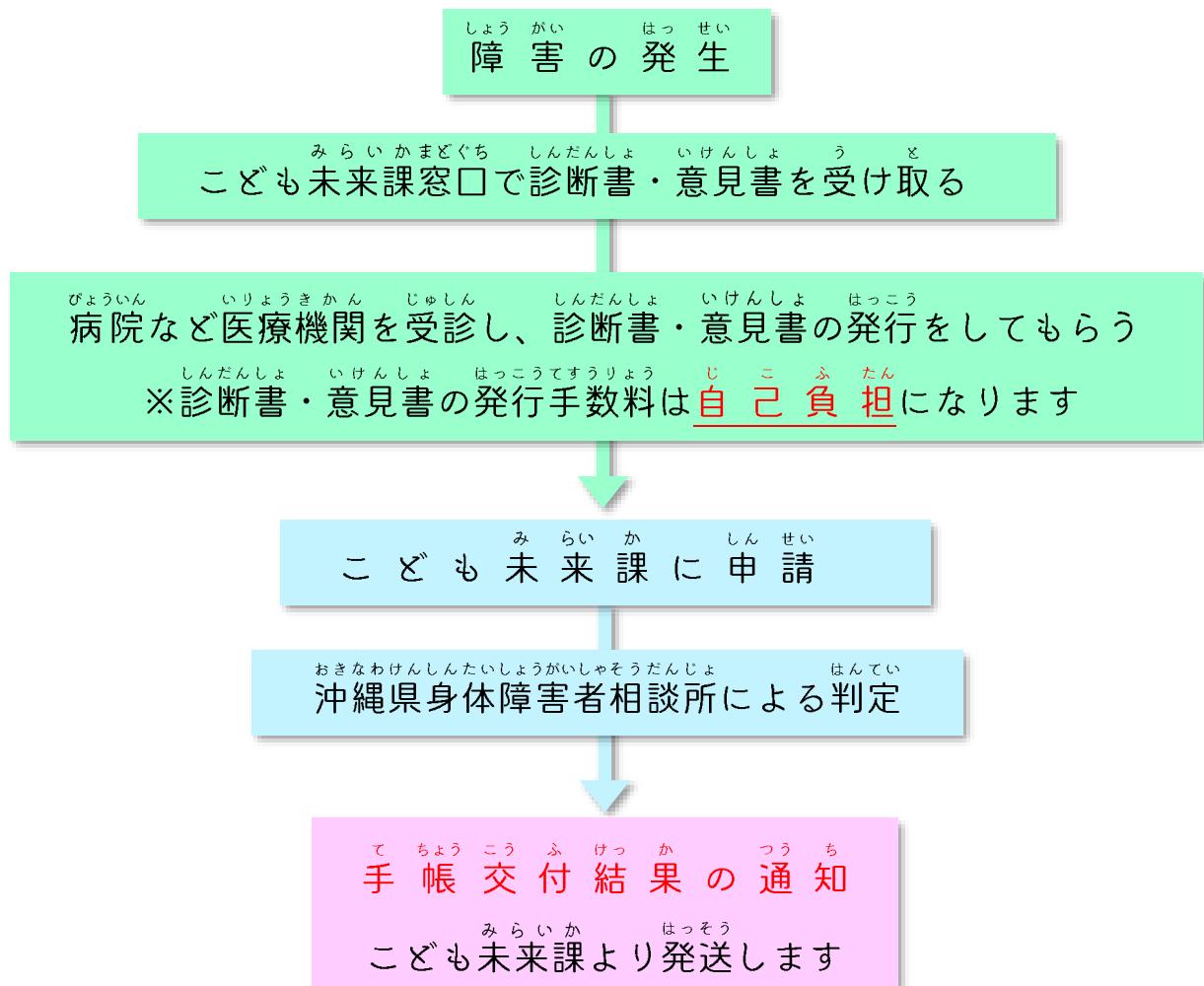


< 注意点 >

- 診断書及び意見書は身体障害者福祉法第15条指定を受けた医師のみが発行できます。
- 利用できる福祉サービスは、障がい名や障がい等級により異なります。
- 障がいの程度が変わった場合、程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地などに変更がある場合は、こども未来課窓口へ届出が必要です。
- 県外へ転出する場合、転出先の福祉事務所、又は役所の障がい福祉担当課へ住所変更の届出が必要です。
- 手帳をお持ちの方が亡くなった場合は、こども未来課へ返還してください。

申請から交付までの流れ

※申請から交付まで、
約2～3か月ほどかかります。



手帳交付結果の通知が届いたら・・・

同封の資料をよく読み、内容の確認をしてください。

◆ **身体障害者手帳 取得後の各種申請について** ◆

つぎ ばあい にか き とど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

しん せ い し ゅ る い 申 請 種 類	が い と う 該 当 す る こ と	ひ つ よ う 必 要 な も の
て い ど へ ん こ う ・程度変更 し ょ う が い め い つ い か ・障害名追加 さ い に ん て い ・再認定	し ょ う が い て い ど か お ち ば あ い ・障害の程度が変わったと思われる場合 あ ら つ い か し ょ う が い し ょ う ば あ い ・新たに追加する障害が生じた場合 て ち ょ う ゆ う き に ん て い き さ い ば あ い ・手帳に「有期認定」の記載がある場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 いん ・印かん しんだんしょ ・診断書 かおしゃしん ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) ・マイナンバー
さ い こ う ふ ・再交付	て ち ょ う ふ ん し つ ま た は そ ん ・手帳を紛失、又は破損されたとき し ゃ し ん は か き ぼ う ば あ い ・写真の張り替えを希望する場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 いん ・印かん かおしゃしん ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) ・マイナンバー
き ょ じ ゅ う ち し め い ・居住地氏名 へ ん こ う 変 更	ち ょ う な い て ん き ょ ば あ い ・町内で転居された場合 ち ょ う が い て ん し ゅ つ ※ 町外への転出は、 て ん し ゅ つ さ き て つ づ 転出先での手続きとなります し め い へ ん こ う ば あ い ・氏名を変更された場合 ほ ご し ゃ へ ん こ う し ょ う ば あ い ・保護者変更が生じた場合	しんたいしょうがいしゃてちよう ・身体障害者手帳 ・マイナンバー いん ・印かん
へ ん か ん ・返還	さ い こ う ふ あ た ら て ち ょ う こ う ふ ・再交付により新しい手帳が交付された ば あ い 場 合 て ち ょ う ひ つ よ う ば あ い し ぼ う ふ く ・手帳が必要でなくなった場合(死亡含む)	ふ る しんたいしょうがいしゃてちよう ・(古い)身体障害者手帳 いん ・印かん ・マイナンバー

～ メ モ ～



2. 療育手帳について

児童相談所(18歳未満)や知的障害者相談所(18歳以上)で、知的障害と判定された方が、各種相談やサービスを受けるための**紺色の手帳**です。

<対象者>

知的機能の障害が、発達期(おおむね18歳)までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため(金銭管理や読み書き、計算が苦手など)、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当する方。

<手帳の等級>

障害の重さにより、**A1(最重度)**、**A2(重度)**、**B1(中度)**、**B2(軽度)**の手帳が交付されます。

※等級は、都道府県によって異なります。

発達障害(知的障害を伴わない障害など)は、療育手帳の対象外となることがあります。判定の際に、知的機能の障害が発達期から生じていたかどうかを確認するため、幼・小・中・高の様子の聞き取りが行われます。これらの生育暦の確認ができない場合は判定が困難となることがあります。

県外の療育手帳を持っている方が、転入した場合は「新規申請」となります。ただし、前居住地での判定資料による書類判定ができる場合があります。

療育手帳を申請する際に必要なもの

- ☐ 療育手帳交付・再交付申請書
- ☐ 顔写真(たて4cm よこ3cm)
- ☐ 印かん(認印でも可)
- ☐ 母子手帳などの生育暦がわかるもの



申請から交付までの流れ

こども未来課に申請

18歳未満の判定

児童相談所 八重山分室
(八重山福祉事務所内)

TEL: 0980-88-7801

18歳以上の判定

沖縄県知的障害者相談所による
巡回相談

(主に石垣市健康福祉センターで開催)

TEL: 098-886-2115

手帳交付結果の通知

こども未来課より書留郵便にて発送します

◆ 判定書の発行

療育手帳の判定結果は、障害基礎年金や特別児童扶養手当の診断書作成時などに、参考資料として活用できることがあります。判定書の発行については、下記の通り、判定機関と同じ場所になっています。

手続き方法について

18歳未満	でんわ 電話で手続き	児童相談所 八重山分室	TEL:0980-88-7801
18歳以上	ゆうそう 郵送で手続き	沖縄県知的障害者相談所	TEL:098-886-2115

◆ 再判定について

障害の程度が変化する場合があるため、次の判定を受ける目安として、次回判定の年月が療育手帳に記載されています。

※判定年月を過ぎていても認定が無効になるということではありません。

※障害程度に応じた援助措置のために設定されているものです。

※判定年月に係らず、障害程度に変化があれば判定を受け付けられます。

◆ 療育手帳 取得後の各種申請について ◆

つぎ ば あ い か き と ど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

	がいとう 該当すること	ひつよう 必要なもの
さいこうふ 再交付	- てちょう ふんしつ ・手帳を紛失したとき - てちょう は そん ・手帳を破損したとき	- かおしゃしん ・顔写真（たて4 cm よこ3 cm） - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
へんこう 変更	- し め い へんこう ・氏名に変更があったとき - じゅうしよ ちやうない へんこう ・住所（町内）に変更があったとき	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
てんにゅう 転入	たけとみちよう てんにゅう けんない ・竹富町に転入したとき（県内から）	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
	たけとみちよう てんにゅう けんがい ・竹富町に転入したとき（県外から）	★「新規申請」と同じ申請になります - かおしゃしん ・顔写真（たて4 cm よこ3 cm） - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
てんしゅつ 転出	けんない てんしゅつ ・県内に転出したとき	てんしゅつさき しちやうそん とど で ・転出先の市町村へ届け出てください
	けんがい てんしゅつ ・県外に転出したとき	★「返還」の手続きが必要になります - りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
へんかん 返還	- てちょう さいこうふ う ・手帳の再交付を受けたとき - しょうがい がいとう ・障害に該当しなくなったとき	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
	し ぼう ・死亡したとき	- な かた りょういくてちょう ・亡くなった方の「療育手帳」 - まどぐち き かた いん みとめいん か ・窓口に来た方の印かん（認印でも可）



3. 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害を認定するものであり、各種相談やサービスを受けるための緑色の手帳です。

<対象者>

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

<対象の精神疾患の例>

- ・ 統合失調症 ・ 薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症
- ・ てんかん ・ 高次脳機能障害 ・ うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・ 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
- ・ その他の精神疾患（ストレス関連障害、認知症など）

<手帳の等級>

障害の重さにより、1級、2級、3級の手帳が交付されます。

障害発生後、おおむね6か月以降から申請できます。

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。

※引き続き手帳の交付を受けるには、更新手続きが必要です。

有効期限が切れる3か月前から更新手続きができます。



精神障害者保健福祉手帳を申請する際に必要なもの

（診断書もしくは障害年金証書による申請が可能です。）

- ☐ 診断書 ※診断書による申請の場合
- ☐ 障害年金証書（コピーでも可） ※障害年金証書による申請の場合
- ☐ 顔写真（たて4cm よこ3cm）
- ☐ 印かん（認印でもよい）
- ☐ マイナンバーがわかるもの ※記入する欄があります

申請から交付までの流れ

《診断書で申請する場合》

しょうがい はっせい
障害の発生

びょういん いりようき かん じゅしん しんだんしょ はっこう
病院などの医療機関を受診し、診断書の発行をしてもらう

しんだんしょ はっこうてすうりょう じ こ ふ たん
※診断書の発行手数料は自己負担になります

みらい か しんせい
こども未来課に申請

はんてい はっこう
判定・発行

はんてい てちょう はっこう しんさ
※判定・手帳の発行や審査には
やく げつ
約2～3か月ほどかかります

てちょう こうふけっか つうち
手帳交付結果の通知

みらい か はっそう
こども未来課より発送します

《障害年金証書で申請する場合》

みらい か しんせい
こども未来課に申請

はんてい はっこう
判定・発行

はんてい てちょう はっこう しんさ
※判定・手帳の発行や審査には
やく げつ
約2～3か月ほどかかります

てちょう こうふけっか つうち
手帳交付結果の通知

みらい か はっそう
こども未来課より発送します

てちょう こうふけっか つうち とど
手帳交付結果の通知が届いたら・・・

どうふう しりょう よ ないよう かくにん
同封の資料をよく読み、内容の確認をしてください。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしゅとくごかくしゅしんせい
◆ 精神障害者保健福祉手帳 取得後の各種申請について ◆

つぎ ばあい かきとど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

	がいとう 該当すること	ひつよう 必要なもの	
さいこうふ 再交付	- じょうたい へんか ・状態が変化したとき - こうしん ・更新のとき	しんだんしょ ばあい <診断書の場合> - しんだんしょ ・診断書 - かおしゃしん ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) - マイナンバー - いん みとめいん か ・印かん (認印でも可)	ねんきんしょうしょ ばあい <年金証書の場合> - ねんきんしょうしょ か ・年金証書 (コピー可) - かおしゃしん ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) - マイナンバー - いん みとめいん か ・印かん (認印でも可)
	- てちょう ふんしつ ・手帳を紛失したとき - てちょう はそん ・手帳を破損したとき	- かおしゃしん ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) - マイナンバーがわかるもの - いん みとめいん か ・印かん (認印でも可)	
へんこう 変更	- しめい へんこう ・氏名に変更があったとき - じゅうしょ ちやうない へんこう ・住所 (町内) に変更があったとき	- せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバーがわかるもの - いん みとめいん か ・印かん (認印でも可)	
	- たけとみちやう てんにゆう ・竹富町に転入したとき - けんがい てんにゆう ・県外から転入したときは しんき しんせい 新規での申請になります。	- せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバーがわかるもの - いん みとめいん か ・印かん (認印でも可)	
てんしゅつ 転出	ちやうがい けんがい てんしゅつ ・町外・県外に転出したとき	てんしゅつさき しちやうそん とど で ・転出先の市町村へ届け出てください	
へんかん 返還	- てちょう さいこうふ う ・手帳の再交付を受けたとき - しょうがい がいとう ・障害に該当しなくなったとき	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・精神障害者保健福祉手帳	
	しぼう ・死亡したとき	な かた せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ・亡くなった方の「精神障害者保健福祉手帳」	

